

令和2年2月17日

保護者各位

帝京中学・高等学校
校長 奥村 英治

新型コロナウイルス感染症に関する学校保健安全法上の対応について

平素より本校の学校保健活動にご協力いただきありがとうございます。

標記の件については、日々状況が変化しており、保護者の皆様におかれましても不安な日々をお過ごしのことと拝察いたします。

現在新型コロナウイルスは指定感染症に指定されており、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に定める第一種感染症とみなされます（学校保健安全法施行規則 昭和33年文部省令18号 第18条2項）。このため、当該感染症にかかった場合は、治癒するまで出席停止となります。

しかしながら、当該感染症はワクチンが開発途中であり対処療法しか無い現状にあり、拡散の防止が必要となります。また、当該生徒のみを出席停止にする事により、いじめなどの人権侵害が発生する可能性があり、文部科学大臣より慎重な対応をするよう、通達が来ております。以上を踏まえた上での、可及的速やかな対応が、学校には求められています。

つきましては、学校での拡散を未然に防ぐため、通常の感染症対策（咳エチケット・手洗いなど）、およびインフルエンザ同様体調がすぐれない場合は、医師の診断を受けるようお願い致します。さらに、お子様の接触した方で、家族・同居人・親族・友達などの感染が判明した場合、保護者の方よりお電話にてご一報ください。その状況を踏まえ、該当のお子様ที่特定されない形での対応（学級閉鎖など）を検討致します。

保護者の皆様のご理解とご協力をお願い致します。

【関連ホームページ】

○新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（内閣官房HP）

http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

○新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとりができる対策を知っておこう～（首相官邸HP）

<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

○新型コロナウイルスに関するQ&A（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

○厚生労働省の電話相談窓口 電話番号 0120-565-653（フリーダイヤル）

（受付時間 9時00分～21時00分 土日・祝日も実施）

○学校において予防すべき感染症の解説（平成30年3月発行）

www.bepu-med.or.jp/topix/gakkoukansensho.pdf

○中国から帰国した児童生徒等への対応について

https://www.mext.go.jp/content/20200212-mxt_kenshoku-000004520_6.pdf

○文部科学大臣からのメッセージ「保護者、学校の教職員の皆さんへ」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index_00001.html